

独立行政法人国際交流基金  
ジャポニスム事務局長 殿

申請者住所  
申請団体名  
(\*団体の場合)  
代表者氏名  
(\*個人の場合は記名押印または署名)



## 誓 約 書

今般、 主催「 」について、「ジャポニスム 2018 参加企画」として認定を受けた場合には、下記条項を遵守することを誓約します。また、別紙に記載された「事業に関する情報の公開」及び「個人情報の取り扱い」について了解します。

本誓約に違反した場合は、参加企画認定取消しの措置を受けても異存はありません。

### 記

1. 本件事業については、事業の主催者が一切の責任を負うものとし、参加者の安全に十分配慮して事業を実施すること。
2. 申請者は独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年度規程第52号)第2条第2項第1号に定める反社会的勢力に該当する日本国内の個人又は団体でないこと。
3. 特定の主義・主張、政策の普及または布教等を目的とした活動、公益性に反する活動、その他「ジャポニスム 2018」の趣旨に反する活動・事業は一切行わないこと。
4. 「ジャポニスム 2018」の一環として実施される事業として、「ジャポニスム 2018」の公式ウェブサイトや関連広報物・印刷物、報告書等に掲載されることを承諾すること。
5. 本件事業の広報物・印刷物等へ「ジャポニスム 2018」ロゴマークを表示すること。ロゴマークの使用に際しては、ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること。
6. 承認された事業以外でのロゴマークの無断使用又は転用を行わないこと。
7. 事業終了後、2ヶ月以内に事業報告書を郵送にてジャポニスム事務局まで提出すること。
8. 事業内容に変更が生じた場合又は事業が中止になった場合には、速やかにジャポニスム事務局まで連絡すること。

以上

## 1. 事業に関する情報の公開

- (1) 認定を受けた場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、「ジャポニスム 2018」公式サイト等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、採否の如何にかかわらず、提出された申請書類は開示されます。

## 2. 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、以下のウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.jpf.go.jp/j/privacy/index.html>
- (2) 申請書に記入された情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。これらの個人情報の利用については、申請者より事業関係者にもお知らせくださるようお願いいたします。
  - ア. 認定事業者・団体の代表者氏名、職業・肩書、所属先、団員氏名、事業期間、事業内容等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト、その他の広報資料等への掲載、並びに統計資料作成に利用されることがあります。また、「ジャポニスム 2018」事業の広報のため、報道機関や他団体に提供することがあります。
  - イ. 認定事業の事業実施地に所在する国際交流基金海外拠点や大使館・総領事館等の日本国在外公館にも、事業概要とともに上記の情報を提供することがあります。
  - ウ. 記入される連絡先に、他の国際交流基金事業についてご連絡を差し上げることがあります。
- (3) 国際交流基金に提出された事業報告書・成果物などは、国際交流基金事業の広報のため、公開することがあります。

以上